

児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成

「お手続きをお忘れなく」

児童扶養手当

18歳に達する日の属する年度の末日（3月31日）までの間にある児童（中度以上の障がいを有する場合は20歳未満）がいる母子家庭等に支給されます。

対象

次のいずれかの状態にある児童を扶養している母または養育者
①父母が離婚した児童
②父が死亡、または生死不明である児童
③父が重度の障がいを有する
④父が1年以上拘禁されて
いる児童
⑤父から1年以上遺棄された児童
⑥婚姻によらないで生まれた児童

●**支給制限**
次のような場合は、手当を受けられることができません。
①公的年金や遺族補償を受けているとき、または受け取ることできません。

ひとり親家庭等医療費助成

けることができるとき
②児童が児童福祉施設等に入所しているとき

③児童が父の公的年金の計算対象となっているとき
●**手当の月額**

○児童1人のとき
9850円～41720円

○児童2人のとき
5000円加算

○児童3人以上のとき
前年の所得が一定額以上のときは、手当の一一部または全額が支給停止となります。

現況届の提出・更新の手続き

その養育する児童、父母のない児童、ひとり暮らしの寡婦で所得が一定の基準を超えない世帯

※児童18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者

※ひとり暮らしの寡婦：75歳未満、健康保険被保険者本人

※母子家庭の母、父子家庭の父：20歳未満の児童を養育している者

各種制度について

児童扶養手当現況届・ひとり親家庭等医療費助成更新手続

受付時間：9時～20時

月 日	場 所
8月17日(月)	北方支所2階 2-3会議室
8月18日(火)	山内支所2階 2-3会議室
8月19日(水)	
8月20日(木)	本庁3階 会議室
8月21日(金)	

●**対象**
母子家庭の母、父子家庭の父及び児童などが、健康保険により医療機関で診療を受けた場合、医療費の自己負担金の一部を助成します。

児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成を受けている方は、毎年8月に現況届・更新の手続きが必要です。この届け出がないと、8月以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

なお、該当者の方には後日お知らせいたします。



こども部 支援課

(23)9216

山内支所 くらし課

(45)2906

北方支所 くらし課

(36)6020



担当:松尾(支援課)

子育て応援特別手当の申請はお済みですか？

子育て応援特別手当は、多子世帯の幼児教育期の負担に配慮する観点から、幼児教育期の第2子以降の子どもに支給されるものです。

申請期間:平成21年9月30日(水)まで
～申請はお早めに！～